

最近内務省に於ける路政關係行政處分例



H A 生

通牒

發第三一六號

昭和十七年九月三日

内務省國土局長

記

各地方長官殿

省營自動車運輸事業ニ伴フ道路費負擔ニ關スル

内務、鐵道兩省協定中疑義解決ノ件

一、協定一、省營自動車運輸實施ニ伴フ道路改修費（ロ）
ニ於ケル「總工事費」トハ工事ニ必要ナル經費ノ總額ヲ
指スモノニシテ其ノ財源ガ何レニアルヲ問ハズ、從テ國

昭和十一年十月一日内務省鐵土第二八號ヲ以テ及依命通牒置候標記兩省協定中其ノ解釋ニ付鐵道省ニ於テ疑義ヲ生ジタル點有之事務處理上支障ヲ來シ居候處今般兩省打合ノ結果左ノ通措置スルコトニ圓滿解決致候條御了知相成度

庫ノ補助金ハ之ヲ控除セザルコト

二、協定一、省營自動車運輸實施後ノ道路費(ロ)道路災害
費ニ關スル負擔ニ關シテハ災害復舊ニ關スル國庫ノ補助
金ヲ特ニ控除シタル額ヲ負擔基本額トシ交通量ノ比ニ依
リ負擔額ヲ決定スルコト從テ鐵道省ノ負擔率ハ五割ヲ超

ユルコトアルベシ但シ程度超過工事アル場合ハ其ノ工事
費ニ對シ鐵道省ノ負擔率ハ之ヲ五割ノ限度ニ止ムルコト

三、昭和十七年八月二十八日以前ニ於テ前二項ニ關スル懸
案事項ニシテ既ニ協定済ノモノアルトキハ本件解釋ノ決
定ニ拘ラズ特ニ其ノ儘トスルコト

◎土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地を收用又は使用することを得
るものと認定す。

起業者 事業種類 起業 地 年月日
鐵道大臣 鐵道敷設 靜岡縣志太郡東益津村地内 一七、九、三

北海道廳長官宛
通牒

監督局長
國土局

札幌市電 軌道工事方法變更認可及車體外有効幅員特別設計
許可

札幌市長申請に係る標記の件は本市發展の趨勢並に乗客の利便
を計る目的を以て過般一部變更實施致居る處、山鼻西線に於いて
一條線三越前停留所との直通運行の現況に鑑み一部待避線を移設
し一層運轉能率の増加を計る爲既認可と同様の工法に依り工事方
法變更する右は左記通牒を附し八月十七日附監第二三四〇號を以
て内務、鐵道兩大臣より認可及許可ありたり。

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

早來軌道 車輛廢止認可

法令

監第三七二六號を以て認可を得し瓦斯倫機關車一輛は機關部破損
修理不能且つ代換品の入手も亦見込無きに依り使用廢止する右の
件は七月二十一日附監第二〇一五號を以て内務、鐵道兩大臣より
認可ありたり。

北海道

内務兩大臣宛の許可申請書と看做し別紙の通指令相成候條其の旨
市に示達相成度

尙待避線の有效長を明示せる圖面提出せしめられ度

東京府

東京市電 錦糸堀電所新設に伴ふ工事方法變更認可

東京市申請に係る標記の件は支那事變勃發以來産業界の殷振と
「ガソリン」規正に伴ひ急激なる乗客增加を招來し從つて所要電力
は異常なる膨脹を示し既設變電所並電線路設備の全能力を擧げて
運轉を爲すも尚不足を來す懼れある實情にして現在の状態に於い
ては重大なる故障發生の際には忽ち減車の止むなきに立到るべく
加ふるに乗客は今後益々増加の一途を辿る情勢なるに付錦糸堀變
電所新設に伴ふ工事方法變更せんとするものにして右は六月一日
附監第一三七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 養鶴線路工事方法變更認可

東京市申請に係る標記の件は昭和十六年九月二十五日附監第三

五八八號を以つて早稻田變電所新設に伴ふ電氣工事方法變更の件
認可ありたるも時局下地中電線の組材たる銅、鉛、鐵鋼等の入手
困難の爲架空線式に變更せんとするの件は本年六月八日附監第一
四三九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 電動客車一部設計變更認可並特別設計許可

東京市申請に係る標記の件は今般金屬資源特別回収實施に伴ひ

本市電動客車一〇七一輛の車窓保護棒を取外し國策遂行に協力す
る爲電動客車一部設計變更し、尙本設計變更是軌道建設規程第二
十三條に抵觸するにより同第三十五條に依る特別設計の件は六月
八日附監第一四二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並許可あ
りたり。

東京市電 一四〇〇型電動客車設計認可

東京市申請に係る標記の件は電車の輸送能率増進を圖る爲め一
四〇〇型電動客車拾輪を新造せんとするものにして内二輪は乙一
〇〇〇型ボギー貨車二輪分の臺車及電氣裝置の一切を利用し之に
舊一〇〇〇型電車の車體中より比較的に廢朽弛緩の程度少きもの
を選び補強並一部設計變更を加へて製作す、八輪分は一五〇〇型
電車一二五輪中運轉臺根太腐朽垂下し大修理を必要とするに至り
たるもの八輪を全く同設計により補強改造し一四〇〇型として利
用し工費一輛三〇〇〇圓を以つてする右の件は六月二十九日附監
第一六七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 上富士前町、駕籠町間軌道工事方法變更認可

東京市申請に係る標記區間軌道は本市標準C構造に變更し四五
底軌條を使すべく認可を昭和十四年三月二日附監第五〇一號を以
つて得たるも其の後鐵鋼類統制により右軌條の入手困難を來した
るにより既設三七底軌條にして尙使用に堪へる本申請區間の軌道
構造を變更せんとするものにして上富士前町、及駕籠町交叉附近

軌道工事は既認可通とし、工費は既認可豫算八一〇三一圓の範囲内にて施行するの件は八月十八日附監二三三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 七〇〇型電車使用區域擴張認可
東京市申請に係る標記の件は本年五月二十九日附監第一四九〇號を以つて設計認可ありたる本市七〇〇型電車を左記區間に擴張使用せんとするものにして本件は八月十八日附監第二二九六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

イ、錦糸堀—淺草橋—須田町—小川町—九段下—九段下引返場口、小川町—神田橋—日比谷—日比谷引返場
ハ、錦糸堀—住吉町二丁目—東陽公園前—門前仲町—日本橋—丸ノ内一丁目—市役所前
ニ、龜戸天神橋—石原町一丁目—東爾國縁町—森下町—門前仲町分岐

東京市電 三〇〇〇型電車使用區域擴張認可

東京市申請に係る標記の件は本市既認可の三〇〇〇型電車を左記區間に擴張使用せんとするの件は八月十日附監第二三七七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

イ、飛鳥山分岐—王子驛前—荒川車庫—三ノ輪橋

ロ、飛鳥山—大塚驛前—早稻田
ハ、王子驛前引返—赤羽

東京市電 飛鳥王子電氣 軌道工事方法變更認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は昭和十六年五月二十六日附監第二〇四九號を以て認可受けし軌道工事方法一部變更中信號機建植並に電車停止位置等變更するものにして右は八月六日附監第二〇九〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 飛鳥山停留場附近軌道新設並工事方法變更認可

東京市申請に係る標記の件は昭和十七年二月一日を以て本市に統合せる王子電氣軌道株式會社軌道と本市軌道との連絡を爲し車輛の廻送並直通運轉の利便を圖る爲め飛鳥山停留場附近連絡分歧線新設並軌道工事方法變更するの件は將來兩線を通じ車輛の廻送並に直通運轉を爲す場合には別途之が手續を爲すことゝし七月二十九日附監第二、一九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京急行電鐵 北品川一丁目附近軌道線路並工事方法變更認可

東京急行電鐵株式會社(舊京濱電鐵)申請に係る標記の件は昭和十六年五月二十四日附監第二〇五二號を以て認可を得たるも實施に際し更に軌道中心間隔を縮少し以て諸車の交通に支障なからしめんとするものにして軌道中心間隔は最大五米四三一を四米に、

最小曲線半径下り線五〇米を六〇米に、上り線八〇米を六四米にする右は工費一七三五〇圓を要するものにして右は七月二十一日附監第一九〇三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京王電氣軌道 電動車設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は從來既認可のボギー電動客車に設置したる折疊踏段裝置は現在省線新宿驛前に於いてのみ使用し居る處昭和十六年五月六日附監第一八三四號を以て同停留場安全地帶昂上假設工事認可を得右工事により不要となりたるを以て假設工事を將來本工事に改むるに於ては右踏段裝置は之を撤去し戸開装置に設計變更する輪數七〇輛、工費三〇五九〇〇圓を以つてする右の件は左記通牒を附し八月二十日附監第二三八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

監督局長
國土局長

東京府知事宛

通牒
昭和十六年九月二十二日附已經第二五八號進達京王電氣軌道電動客車設計變更の件別紙の通指令相成候處資材の割當は時局柄相當遲延可致候條此の旨會社に示達相成度

京王電氣軌道 停留場安全地帶假設施設使用期限延期認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は豪々特殊施設たる

關係上之れを假施設として當分試用の上其の結果を俟つて本施設に變更せんとして假設試用の認可を得しも之が試用の結果は從來の不便を一掃し乗降客に對しては安全と利便を備與し一般交通に對しては混雜を緩和し又車輛の使用効率を昂める等豫期以上の好成績を收めつゝある實情に付認可を得て本施設に變更せんとする右は左記通牒を附し八月十七日附監第二三五七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

監督局長
國土局長

東京府知事
警視總監

通牒

昭和十七年七月八日附辰經第三七二號を以て京王電氣軌道省線新宿驛前停留場安全地帶假設施設を本施設に變更の件進達相成候處右は副申の次第も有之時局下諸般の狀勢を考慮するに現施設を本施設に變更するは妥當ならず、仍つて便宜本申請を假設物使用期限延期申請と看做し處理致し別紙の通り指令相成候條了知相成度、尙此の旨會社に示達相成度

東京急行電鐵 橋梁工事方法變更認可（京濱線）

東京急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は右補強工事竣工検査の結果認可設計と相違する箇所ありたるを以て今回之が變更す

るの件は八月三日附監第二〇八九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

千葉縣

京成電氣 車輛改造設計認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は昭和十一年五月五

日監第一二四三號並に昭和十五年十二月三日監第三三九〇號を以

つて認可を得し制禦客車は大正十年製造の木製車にして使用開始後二十年を経過し車體各部弛緩せる爲既に電動客車より制禦客車に設計變更をなし再度車體の綺直し作業も施行致せしも最近に於いては車體各部の弛緩甚だしく最早部分的の補強工事のみにては補修困難なる狀態と相成り此の際根本的に車體を鋼製に改造し新たに自動扉開閉機を設備し現下の多客輸送に萬全を期するものにして

制禦客車一〇輛(昭和一、五、五、監第一二四三號認可)

一輛(昭和一五、一二、三、監第三三九〇號認可)

合計一輛の設計變更は七月八日監第一七六二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京成電氣 青砥、京成高砂間設工事施行認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は青砥、京成高砂兩停留場間中川橋梁橋脚補強工事並に同工事準備作業のため工事施

行期間中一時單線運轉を爲す爲め下り線第三九號、上り線第四〇號の自動閉塞信號機を工事施行期間中休止し、甲型色燈式信號機を假設するものにして右工費は一七七五圓五三錢也工事施行期間は六ヶ月とし、六月二十九日附監第一七〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都都市營軌道 假設物使用期限延期認可

京都市長申請に係る標記の件は昭和十六年十月十五日附監第三六二三號を以て伏見線中假設物使用期限は本年六月三十日迄延期許可を得たるも、勧進橋復舊工事施行に當り新設すべき橋梁位置變更の關係上既成本線路の一部及假線路の一部變更致すに付之が工事方法變更認可申請書作製の準備中により更に本年十月三十一日迄引續き使用致すの件は八月二十日附監第二三八九號を以て使用期限昭和十七年十月三十一日迄内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

奈良縣

關西急行鐵道 軌道を地方鐵道に變更許可

關西急行鐵道株式會社申請に係る標記の件は全線四三七・七糸の内鐵道三五五・七糸、軌道八二糸にして之が軌道線は關急奈良、油阪間〇・三糸の併用軌道を除き、其の大部分は既に新設軌道に改

築済にして、之が列車運轉並に客、貨の取扱方法も全く鐵道と軌道を一にせる實情にあるも、其の準據すべき法規は軌道と鐵道とを夫々異にする關係上業務遂行上支障尠からず爲め地方鐵道に變更するの件は左記通牒を附し八月三十一日附監第一三八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

(奈良縣道第一一九六號經由)

關西急行鐵道株式會社宛

昭和十六年七月三十一日附企甲第三〇八號申請特別設計の件許可

昭和十七年八月三十一日

大 臣

監督局長
國土局長

大阪府知事宛
奈良縣知事宛

通牒

昭和十六年十二月十六日附道第一一九六號進達相成候關西急行鐵道株式會社軌道を地方鐵道に變更の件左記各項遵守するものとして別紙の通指令相成候條右了知の上其の旨會社に示達有之度追而地方鐵道建設規程に依り許可を要する事項に關しては併而許

可申請の手續ありたるものとして處理致し別紙の通有之候條併而了知相成度

記

(一) 奈良縣生駒郡郡山町地内府縣道との交叉箇所には踏切遮斷機又は自動警報機を設置し同町人家連擔地地帶の町村道踏切には少くとも警標以上の保安設備を爲すこと

(二) 同郡同町地内府縣道標本法隆寺線との交叉箇所は將來之を立體交叉に改むること

但し實施の時期及費用の負擔に付ては別途兩局長に於いて之を指示す

(三) 同郡同町地内府縣道郡山著尾線との交叉箇所には踏切遮斷機を設置すること

(四) 奈良縣北葛城郡高田町地内府縣道勢野高田線との交叉箇所は近き將來之を立體交叉に改むること、但し實施の時期及費用の負擔に付ては別途兩局長に於いて之を指示す

(五) 實施に際しては豫め實施監査を受くること

(六) 建築及車輛定規圖を提出すること

(七) 併用軌道上に於ける運轉速度は軌道運轉信號保安規程第十八條によること

京阪電氣鐵道 橋梁工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は軌道線中、中義屋

川橋外十五橋梁ハ橋桁並に之に伴ふ橋臺、橋脚を資材の關係上變更するの件は九月三日附監第二五一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

埼玉縣

西武鐵道 軌道抵當證書記載事項及元利支拂豫算變更認可

西武鐵道株式會社申請に係る標記の件は昭和十年六月二十二日

監第二〇三九號を以て鐵道抵當權並軌道抵當權設定認可相受得たるも今般借入金の償還の方法並期限及利息支拂の方法並期限を變更致すに付抵當證書記載事項並元利支拂豫算變更する右の件は六

月十五日附監第一三四〇號を以て内務、鐵道、遞信大臣より認可ありたり。

茨城縣

水濱電車 軌道抵當證書記載事項及元利支拂豫算變更認可

(第一順位分)

水濱電車株式會社申請に係る標記の件は昭和三年五月十一日監

第四二〇號を以つて軌道抵當權設定認可ありたるも今般借入金の

辨済期限を變更するに付抵當證書記載事項並に之に伴ふ元利支拂豫算變更するの件は六月八日附監第一二四三號を以て内務、鐵道、遞信大臣より認可ありたり。

水濱電車 軌道抵當證書記載事項及元利支拂豫算變更認可

(第二順位分)

水濱電車株式會社申請に係る標記の件は昭和十五年八月十五日

監第一九六七號を以て軌道抵當權設定認可を受けたるも今般借入金の辨済期限並に償還方法を變更するに付抵當證書記載事項並に之に伴ふ元利支拂豫算變更をせんとするの件は六月八日附監第一三四四號を以て内務、鐵道、遞信大臣より認可ありたり。

栃木縣

日光自動車電車 貨車增備認可

日光自動車電車株式會社申請に係る標記の件は古河電氣工業株式會社日光電氣精銅所へ近時長足の大發展をなし又軍の命令に依り大擴張をなし軍需並に民需の重要な重要資材たる精銅事業其の他重要部分品等日夜製作し、而して同社の素鋼其の他重要資材及其の製品の輸送は全部取扱ひつゝあり、然るに現在持有せる車輛にては大輸送を爲すには困難なる事情となり電動貨車五輛、附隨貨車一二輛、工費一九九一〇〇圓を以て製作する右の件は八月十三日附監第二〇九三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋鐵道 軌道工車方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る標記の件は岡崎市内線軌道中岡崎驛前起點〇糸〇米至三糸三〇一米三一間は未鋪裝にして以北は既に認可を得簡易鋪裝施行済みにして、軌道未鋪裝區間の兩側路西は既に愛知縣に於いて鋪裝完了せらるゝに依り軌道敷地内も遂

次簡易鋪装に改築致し付右の内岡崎驛前起點より一糸一〇〇米
區間に對し工事方法變更するの件は八月三日附監第二〇八七號を
以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋市電 電動客車設計變更認可

名古屋市申請に係る標記の件は中型四輪ボギー電車に取付られ
たる既認可電動機K T五〇A電動機は昭和十六年六月二十六日附
監第二七四一號を以て設計變更認可を得連接式電車に取付くるを
以て之が代替として大型四輪電車第一九四號乃至第二〇四號、十
一輪及第二三一號乃至二三四號四輪に取付けるGE二四九電動
機に變更するの件は七月一日附監第一七四四號を以て内務、鐵道
兩大臣より認可ありたり。

名古屋鐵道 軌道電氣工事方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る標記の件は岡崎線軌道用岡崎變
電所既認可最大出力は二三〇キロワット、平均出力は一七〇キロ
ワットの處其の後三河岩脇、門立間線路の廢止により右出力は最
近の實績に徴し過大に過ぐる爲め今般最大出力を二〇〇キロワッ
ト平均出力を一〇〇キロワットに變更する右は八月三日附監第二
〇六二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

滋賀縣

京阪電氣鐵道 橋梁工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は石山坂本線、石山

驛前栗津間の單線を複線とする件は昭和十七年五月二十八日附監
第一三六一號を以て認可を受けたる工事方法中東海道跨線橋上り
線は他社手持品を譲受け橋桁、橋臺を設計變更するの件は九月三
日附監第二六〇二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京阪電鐵 工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は石山坂本線七糸二
三三米地點に於て交叉せる府縣道大津三保ヶ崎港線の軌道踏切前
後は道路幅員四米五〇幅を六米に擴張せられたる爲め、該踏切に
隣接せる百々川溝橋(上路工型鋼桁)を鐵筋混凝土床版桁に變更し
併せて在來溝橋に接する七糸二三六米市道踏切道を廢止するの件
は左記通牒を附し八月二十七日附監第二五六一號を以て内務、鐵
道兩大臣より認可ありたり。

滋賀縣知事宛

監督局長
國土局長

通牒

昭和十一月二十七日附土第三〇九二號進達京阪電氣鐵道石山坂本
線工事方法變更の件別紙の通指令有之候處所要資材は貴縣より支
付相成度

岐阜縣

名古屋鐵道 電氣工事方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る標記の件は岐阜市内線軌道雲雀

町變電所並美濃町線軌道用白金變電所出力は何れも支那事變勃發前の認可によるものにして事變後の乗客は飛躍的に激増し現在の出力にては妥當ならざるに至りたる爲め出力を更に増加するものにして右出力變更に附隨して雲雀町變電所豫備迴轉變流機、同變壓器各二箇の内各一箇を常用に變更せんとするの件は六月一日附監第一二六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城縣

栗原軌道 貨車購入認可

栗原軌道株式會社申請に係る標記の件は三菱鐵業株式會社細倉

鐵業所の發着貨物並に沿線各地よりの物資を圓滑に輸送する爲め

貨車の増備を必要とするものにして四輪有蓋緩急貨車三輛（一輛四八〇〇圓）、四輪無蓋貨車二輛（一輛三九〇〇圓）合計一五輛金六一二〇〇圓にて購入せんとするの件は七月十五日附監第一九五一号を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

栗原軌道 無蓋貨車購入認可

栗原軌道株式會社申請に係る標記の件は三菱鐵業株式會社細倉

鐵業所の發着貨物並に沿線各地よりの物資を圓滑に輸送する爲め貨車の増備を必要とするものにして四輪無蓋貨車六輛（一輛二六〇〇圓）代一五六〇〇圓也を以て購入製作の件は七月十五日附監第一九五〇号を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

栗原軌道 車輛增備認可

栗原軌道株式會社申請に係る標記の件は終點岩ヶ崎驛より細倉鐵山迄約一〇糺の區間に鐵道を延長せしめんが爲め鐵道敷設免許申請中にて、之が全通の曉には附近にて取扱貨物は殆んど全部

鐵道に轉化するものと考慮せられ現在の機關車、貨車の外新規に機關車三輛貨車五五輛工費二一八五〇〇圓を以て車輛の増備を成し地方物資の圓滑なる運輸を爲すの件は、七月十五日附監第一九五二號を以て機關車二輛、有蓋貨車五輛及無蓋貨車二〇輛に限り内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

若松市營軌道 軌道特別設計許可

若松市長申請に係る本件は工事方法書記載事項變更認可として

申請せるも右は昭和九年六月一日附監第一七〇〇號を以て認可を得しも本市營電氣軌道濱の町停留場は同隣地日華製油株式會社に於て道路管理者の許可を得て歩道を占有し貨車ホームを建設したる爲め側線位置を變更せんとするものなるが右の件は道路交通上適當ならざるもの知事副申に於いても將來交通保安上聊かの杞憂も之無く付軌道建設規程第三十五條に依り八月二十四日附監第二四二六號を以て左記通牒を附し内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。